

役員及び評議員の報酬等に関する規程
(理事・監事・評議員の報酬)
(理事・監事・評議員に対する報酬等の支給の基準)

社会福祉法人 広島光明学園

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人広島光明学園の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは理事及び監事をいう。

2 報酬は法人と委任関係にある役員及び評議員の職務執行の対価として支払われるものである。

(役員及び評議員の出席報酬)

第3条 役員が理事会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。ただし、職員(理事長及び園長、施設長を含む)を兼務している役員が職務時間内で出席した場合は該当しない。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

(交通費の支給)

第4条 役員及び評議員が理事会及び評議員会に出席したときは別途交通費を支払うことができる。

(報酬の支給方法)

第5条 役員及び評議員に対する報酬は、理事会及び評議員会の会議に出席した都度現金で支払う。ただし、欠席した場合は支給しないこととする。

(会計区分)

第6条 この規程により支給される報酬及び交通費は本部拠点で会計する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

(附則)

この規程は平成29年4月1日より施行する。

別表 1

役員及び評議員の報酬支給について

社会福祉法人広島光明学園の役員及び評議員の報酬等に関する規程に基づき報酬を支給する。

(1) 評議員報酬額

職務内容	日額
評議員会等への出席	5,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	同上

(2) 理事報酬額

職務内容	日額
理事会等会議への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	同上

(3) 監事報酬額

職務内容	日額
理事会等への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	同上